

浜松市規則第51号

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（令和5年浜松市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(身分を示す証明書)

第2条 条例第9条第2項の身分を示す証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記様式）とする。

(規則で定める関係者)

第3条 条例第10条の規則で定める関係者は、次のとおりとする。

- (1) 官公署
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同法第77条第1項第3号に掲げる事業を行う者及び同法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター
 - (5) 民生委員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、前各号に準じる関係者で市長が特に必要と認めるもの
- (細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

第 号		
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写真	
氏 名		
生 年 月 日		
年 月 日 交付		
年 月 日 限り有効		
浜松市長	印	

（裏面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

注 大きさは、縦6センチメートル・横9センチメートルとする。